

日教組香川 2021. 3



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F

TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp

発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

県教委リーフレットは配布されたが どこまで学校現場で説明があったのか？

各小・中学校長 殿

香川県教育委員会事務局
義務教育課長

働き方改革の推進と1年単位の变形労働時間制に関する説明資料の
教職員への配付及び周知について (依頼)

令和元年12月、給特法が改正され、令和3年4月1日からは「1年単位の变形労働時間制」を地方公共団体の判断で導入できることとなりました。

県教育委員会では、本制度が直ちにすべての学校で活用されるとは考えておりませんが、活用したい学校や教員が活用できるよう制度を整備しておく必要があることから、令和3年2月議会に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」を提案する予定です。

つきましては、働き方改革についての県教育委員会としての取組と1年単位の变形労働時間制の概要についての説明資料を送付しますので、貴校教職員に配付の上、周知願います。

また、各学校においては、自校の教育職員の在校等時間を把握するとともに、長時間化を防ぐための取組みの一層の推進をお願いします。

なお、本制度の適用にあたっては、対象となる教育職員の時間外在校等時間は、文部科学大臣が指針に定める上限時間（月42時間、年320時間）の範囲内であることが前提となっていることを申し添えます。

【本件連絡先】
香川県教育委員会事務局義務教育課
主任管理主事 川上彩
TEL : 087-832-3743 (内線 5243)
FAX : 087-806-0231
E-mail : pc1300@pref.kagawa.lg.jp

働き方改革の推進があくまで大前提

4・5面にリーフレットを解説しています

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない
全国で一番なかまの多い 日教組香川へ

働き方改革推進にむけ

変形労働時間制改正条例で合意

日教組香川は、1月28日(木)に、香川県教育委員会教育長交渉、2月5日(金)に義務教育課長交渉を行い、働き方改革の推進と「1年単位の変形労働時間制」導入に向け、2月議会への「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」提案に合意しました。

県教委とは、長時間労働是正には、働き方改革を推進し、最終目標は時間外勤務0時間、当面は上限ガイドラインの月45時間年間360時間以内を目標とし、さらに時間外勤務を減らすために「1年単位の変形労働時間制」を選択できるようにするという内容を確認しました。

また、今後とも労使協議を継続することも確認しました。

教育長交渉

日教組香川「「上限ガイドライン」に関して、県立学校及び県立学校教職員に対して、「指針」が遵守できるよう具体的な措置を講じること」

県教委「県立学校及び県立学校教職員に対しては、文部科学省の指針を踏まえ、給特条例の改正を行い、県立学校教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めたところである」

日教組香川「また、市町教育委員会に対しては、「指針」が遵守できるよう、さらに指導、助言を行うこと」

県教委「市町教育委員会に対しては、各市町における働き方改革プランの進捗状況について、年2回定期的に把握しているところである。引き続き、「指針」の遵守や働き方改革を推進するとともに、市町教育委員会における取組に対して、適宜支援等を行ってまいりたい」

日教組香川「「休日のまとめ取りのための一年単位の変形労働時間制」(以下「変形労働時間制」)の導入に関しては、「5つの前提」と「9つの措置」を必ず講じる必要があることを確認すること」

県教委「県教育委員会としては、令和2年7月17日付で国から通知された省令、指針を受け、その内容を精査し、市町教育委員会や学校現場の意向を確認しているところであり、制度導入のための条例改正について2月議会での提案を予定している」

日教組香川「また、条例・規則の「改正」に伴っては、勤務労働条件の変更に当たることから、地公法55条に基づく労使協議・交渉事項であることを再度確認すること」

県教委「勤務条件に関する事項であることから、労使協議にあたりと認識している」

日教組香川「さらに、実施にあたっては、「指針」に則した時間管理ができていないか、市町教育委員会を調査するとともに、できていない場合は強く指導すること」

県教委「小中学校における勤務時間管理については、適切な管理の仕方を市町教育委員会と協議していきたい」



嶋村日教組香川委員長(右)と原田県教委義務教育課長

義務教育課長交渉

日教組香川「働き方改革の最終目標は、時間外勤務0時間でいいのか」

県教委「最終目標は、時間外勤務0時間である」

日教組香川「当面、「働き改革プラン」の目標でもある、月45時間年360時間の上限ガイドラインを全教職員が守ることを中間目標としていいのか」

県教委「月45時間年360時間の上限ガイドラインは当面の目標である。「働き改革プラン」にも明記してある」

日教組香川「そのための、目標達成のための「変形労働時間制」の導入と考えていいのいか」

県教委「目標達成のための「変形労働時間制」の導入である」

日教組香川「前提として、教員に勤務時間管理は「指針」にそったものでと考えていいのいか」

県教委「教員の勤務時間管理は「指針」にそったものである」

日教組香川「「指針」にそった管理ができていない市町教委には、指導すると考えていいのいか。特に高松市に」

県教委「指導していく。高松市においては、土日の時間管理について検討していくと確認したので見守っていく」

日教組香川「市町教委、校長に関して研修を行うこと。特に「在校等時間」の考え方について」

県教委「今週始めの県の校長会で周知した。今後、年度始めの4月の校園長会や、管理職に向けた様々な研修会において周知をしていく」

日教組香川「不正な時間管理をした場合、改竄等した場合、処罰対象と考えていいか」

県教委「虚偽報告で、場合によっては懲戒処分と考えている」

日教組香川「「変形労働時間制」を適用する場合、対象者の前年度の時間外勤務が上限ガイドライン「月45時間、年360時間内」者とと考えていいのいか」

県教委「対象者の前年度の時間外勤務は、上限ガイドライン「月45時間、年360時間」内でなければな

らない」

日教組香川「上限ガイドライン遵守のために、県教委として業務削減（県教委主催の行事、研修の見直し）、ならびに市町教委、関係団体（香小中研）に要望するののか」

県教委「業務負担の軽減につながる指導体制づくり、研修の見直しや精選も行う。香小中研とも状況によって要望する」

日教組香川「個人で「変形労働時間制」ができると考えていいののか」

県教委「個人でできる。管理職との協議で行うか、行わないか決められる」

日教組香川「広域異動者の時間管理を含め、県として、小中学校教職員の勤務時間を管理しなければならないのではないのか」

県教委「今、その仕組みを検討している」

日教組香川「「変形労働時間制」の導入に関しては、「5つの前提」と「9つの措置」を必ず講じる必要があることを確認すること」

県教委「確認する」

日教組香川「条例制定後、全教職員に分かりようパンフレット等作成する容易はあるのか」

県教委「正しく知ってもらうためにリーフレットを作成し、全教職員に配布、説明する。」

日教組香川「今後も運用に関して、様々な問題点が起こった場合、勤務労働条件の変更事項に当たることから、地公法55条に基づく労使協議を継続すること」

県教委「継続する」

配付資料

令和3年2月 校長会 連絡事項（義務教育課）

働き方改革の推進と1年単位の変形労働時間制について

令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正されたことから、文部科学大臣は、教員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下「指針」）を策定することとされ、地方公共団体は、条例に特別の定めを置くことで、公立学校の教員に「休日まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制を導入できることとされました。

1年単位の変形労働時間制は、対象期間（1か月を超え1年以内の期間）を平均して、1週間当たりの正規の勤務時間が38時間45分となること等を条件に、繁忙期の正規の勤務時間を延長し、その分を長期休業期間に休日としてまとめ取りすることができる制度です。

制度導入が、かえって長時間勤務を招いたり、育児や介護等の個々の事情を配慮せず一律に適用されたりすることがないよう、導入の前提となる事項や、服務監督教育委員会及び校長が講ずべき措置等が定められています。

本制度が直ちにすべての学校で活用されるとは考えておりませんが、活用したい学校や教員が活用できるよう制度を用意しておく必要があることから、改正法が令和3年4月1日から施行されることを踏まえて、令和3年2月議会に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」を提案する予定です。

本制度を導入する場合には、対象となる教育職員の時間外在校等時間は、指針に定める月42時間、年320時間の上限時間の範囲内であることが前提となっており、各学校においては、自校の教育職員の在校等時間を把握するとともに、長時間化を防ぐための取組みの一層の推進をお願いします。

県教育委員会においても、学級規模の縮小や、学級担任の持ち時間減少が可能となる指導体制づくり、研修の見直し、行事の縮減等により働き方改革を推進していきます。

そこで、働き方改革についての県教育委員会としての取組と、1年単位の変形労働時間制の概要について、先生方に周知する資料を、後日、各学校あて送付しますので、教職員への周知をお願いします。

なお、本制度につきましては、文部科学省のHPに、『休日のまとめ取り』のための1年単位の変形労働時間制～導入の手引き～や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&A」等の説明もありますので、必要に応じてご確認ください。

東部・西部教育事務所交渉

人事異動調査票両面コピー3部は市町教委止まり

日教組香川は、2月12日に東部教育事務所と、2月18日に西部教育事務所と、人事異動等に関する交渉を行いました。

東部教育事務所交渉では、日教組香川からは、嶋村日教組香川委員長、角友大川地区教組委員長、岡本高松地区教組委員長らが参加。東部教育事務所からは日下所長らが対応しました。

また、西部教育事務所交渉では、日教組香川からは、作江副委員長らが参加。西部教育事務所からは末澤所長らが対応しました。

以下、その概要を報告します。

また、今回、交渉の中で、人事調査票の両面コピー3部は、それぞれ市町教委、教育事務所、県教委に行くのではなく、3部すべて市町教委止まりで、表面コピーだけが、教育事務所にいくことが分かりました。

県教委交渉でも指摘した、人事面接において面接担当者が裏面を知らず面接を行うことも確認しました。

今年度から県教委が導入した裏面「現在の職場や、一身上……」は、一部の人がしか県教委に上がらないことも判明したことから、日教組香川として、来年度は人事調査票のあり方そのものを見直しを要求していきます。

日教組香川「人事異動は教職員の重大な勤務条件の変

更であることを確認し、その生活と権利を保障すること。そのため、本人の希望を十分に尊重すること」

東部教育事務所「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針や基本的な考え方にに基づき、公平・公正に行う」

西部教育事務所「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「人事異動に関して、「公立学校教職員人事異動基本方針」「基本的な考え方」が、確実に教職員一人ひとりに行き渡るよう、さらに市町教育委員会関係者を指導すること。また、来年からは調査票の性別欄をなくすこと」

東部教育事務所「令和3年4月公立学校教職員人事異動基本方針については、教職員調査票配布前の令和2年11月17日に各市町教育委員会に、令和2年11月18日に各学校に、文書及びメールで義務教育課から直接通知している。今後とも市町教育委員会教育長会や校長会等の機会に周知してまいりたい。教職員調査票の様式については、要望の趣旨を伝える」

西部教育事務所「教育長会、校長会等を通して指導している。調査票については、関係各課に伝えておく」

県教委リーフレットを解説します

そもそも、前年度、上限時間の範囲月45時間、年間360時間を 超えた教育職員には「1年単位の変形労働時間制」は適用されません!!

最終的な
目標は
時間外勤務
0時間です

学校における業務改善・働き方改革の推進にあたって

香川県教育委員会
義務教育課

時間外在校等時間*が、原則として**月45時間、年間360時間**を超える教職員をゼロにする

* 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間

「教職員の働き方改革プラン」のめざすところ



香川県教育委員会の「上限方針」(令和2年4月1日~)
(県内の各市町教育委員会もそれぞれ定めています)
時間外在校等時間の上限 月45時間 年360時間
(臨時的な特別の事情がある場合 月100時間未満 年720時間)

県教育委員会の今後の取組

教職員の働き方改革を推進します

- 市町における業務改善の推進状況や、教職員の勤務状況の把握に努めます
- 業務負担の軽減・長時間勤務の解消に向けて取り組みます
 - ・学級規模の縮小や学級担任の持ち時間減少が可能となる指導体制づくりに努めます
 - ・個々の教職員が自分の在校等時間を把握できるよう支援します
- 夏季休業期間に休日が取得しやすくなるよう取り組みます
 - ・研修の見直しや行事の縮減、年休の区切りの見直し等に取り組みます
- 給特法の改正に伴い、定められた要件等を満たせば「1年単位の変形労働時間制」が適用できるよう条例を整備します



【現状を改善するために】

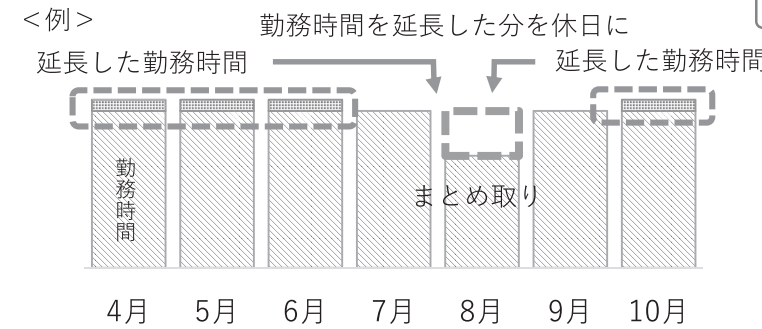


勤務時間内に業務が終わらない。・長期休業期間中も行事や研修等があり、休みが取りにくい。

Q 「1年単位の変形労働時間制」って何?

A 繁忙期の正規の勤務時間を延長し、その分を長期休業期間に休日としてまとめ取りする制度です。適用しようとする期間(対象期間)において、時間外在校等時間が、月42時間、年320時間以内となることが見込まれる場合に限り適用できます。

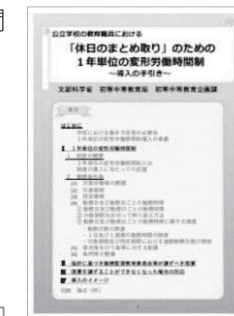
<例>



年度当初や学校行事等で時間外在校等時間が
増える4~6月、10月の「勤務時間を延長」
月10h x 4か月 = 40h (※約5日分)

長期休業期間の
8月に「休日の
まとめ取り」

文科省 1年単位 手引き 検索



詳しくは、文部科学省のパンフレットをご覧ください。

Q 全員が同じように適用されるの?

A いいえ。教職員個々の事情に応じて適用するかどうか決めます。また、制度導入に当たっては、以下の事項が前提とされています。

- ① 対象期間には、長期休業期間を含むこと
- ② 勤務時間を割り振らない日を長期休業期間等に連続して設定すること
- ③ 育児や介護等を行う者について配慮すること
- ④ 対象職員の時間外在校等時間は、指針*1に定める上限時間の範囲内であること
- ⑤ 服務監督教育委員会及び校長は、指針に定めるすべての措置*2を講ずること

※1 指針とは、
給特法第7条の規定により文部科学大臣が定める指針

※2 指針に定める措置とは、
対象職員については、客観的な方法による在校等時間の把握、部活動ガイドラインの遵守など。対象職員が属する学校については、長期休業期間等における業務の縮減など

公立学校の教育職員における「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制
~導入の手引き~
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
です。

「5前提」が必要で さらに「9措置」も必要です

教育職員に関する措置

- イ タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと
- ロ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とすること
- ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと
- ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由とした担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員への業務の新たな付加により、在校等時間を増加させないようにすること
- ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日(4時間単位の週休日の振替を行う際の勤務日を除く。)については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に連続して設定すること
- ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること

学校に関する措置

- イ 部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること
- ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと
- ハ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮すること

「1年単位の変形労働時間制」導入にむけては、大幅な業務改善を行い、 時間外在校等時間が月45時間、年間360時間以内の世界でないといけません。

教育実践講座 II

算数の授業で役立つ小技や小ねた⑪

石原清貴(元小学校教員)

<簡単に作れる位取り表>

1 なかなか身につかない位取り記数法

2年生で千までの数の表し方を、3年生で億までの数の表し方を、そして4年生で兆の位の数の学習をすることになっています。基本的にはこれらの学習は各学年の1学期に学習することになっています。しかし、学年が終わる頃に復習をすると、重要な内容を忘れてしまっている子が結構いることに気がきます。そのままにしておくと、次の学年での勉強に支障を来すことは間違いありません。とはいえ、教える事が一杯あってなかなかフォローできないのが現状です。特に十進位取り記数法で躓いている子の指導は手間取ります。

そこでお勧めなのが「位取り表」です。これがあると、使い方さえマスターできれば、自分で練習問題を解いていけるからです。そんなわけで位取り表を作って渡すのですが、常日頃必要ない物なのですぐになくす事が多いです。そんなことにならないように物差しに位取り表を貼り付けました。そうすると、物差しはしょっちゅう使うのでなくしません。10倍したり10で割ったりして位が移動する事にもしっかり対応できます。

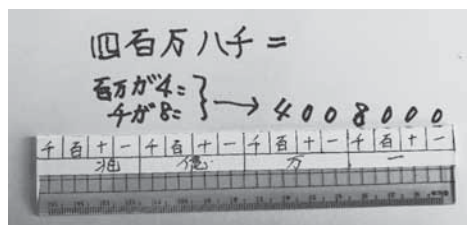
・使い方

四百万八千を数字で書くという問題です。ここで躓く子が多いです。

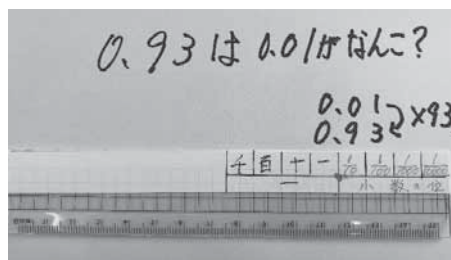
百万の位の上に4を、千の位の上に8を書き、後の空位を0で埋めると数字変換が容易にできます。反対に4008000を漢数字に変換するときは位取り表の上に4008000と書き込みます。次に4を四に8を八に書き換え0を消します。そうすると四百万八千となります。



石原清貴氏

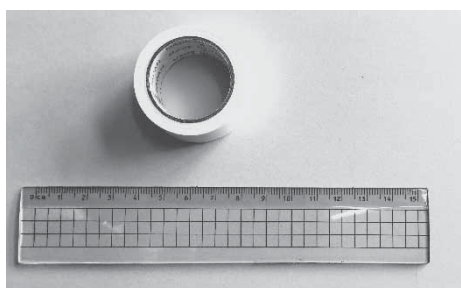


この例の四百万八千で間違う子は少ないのですが、四百万八百になると400800とする子が大勢出てきます。そんな間違いをする子にこの表を使ってもらえると、間違わなくなり、次第に表がなくても変換で困らなくなります。また、四百万八千(4008000)を10倍した数、10で割った数でも躓く子が多いです。このときは物差しの位を1ケタ分左右に動かすだけで容易に分かるようになります。



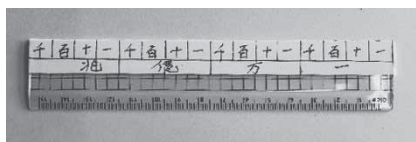
裏面は整数・小数枠になっています。小数も整数と同じように10倍したら位が一つ上がる、10で割ると位が一つ下がるというのは、物差しを1ケタ左右に動かすことで簡単に理解できます。ただ、単位小数がいくつでいくらという問題はかなり苦手な子が多いと思います。これは画像にあるように「0.93は0.01がいくつ」という問題は物差しの上に0.93を書き、またその上に0.01を書き、図のように0.93=0.01×93とすると簡単に理解できます。

- ・「物差し位取り表」(4・5年生用)の作り方
準備する物 15cm物差し・白のマスキングテープ



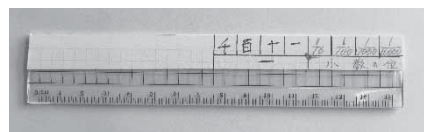
- ・作り方 物差しに、マスキングテープを写真のように貼り、位の枠を書き込みます。

(表)



各位の幅は1cmです。大な位は下に書き記します。

(裏)



裏面には小数第4位と千までの位枠を作ります。小数は赤色でかいたほうがわかりやすくなります。小数点も書いておきます。

物差しに位取りの枠を書き込んだだけで十進位取り記数法の様々な問題を解決できます。ぜひお試し下さい。

気持ちよく、安心して働けていますか？

相談には
臨床心理士が
あたります

電話相談会、実施！

2021年3月18日(木) 18:30~20:00

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係の相談ごと、お気軽にご相談ください。日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、JTU-カフェは当分お休みさせていただきます。

フリーダイヤル、0120-27-5925

教職員共済生協の 総合共済

なら、業務中に起こった
賠償事故も補償します！

総合共済は月掛金900円 契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

給食費を賠償

運動会が悪天候により延期され、平日開催となった。そのため開催日の給食を止める連絡を給食センターにするべきところ担当者が失念。外部委託の給食センターに賠償。

総合共済からの
お支払い実例

約 100,000 円

部活中の事故

部活でサッカーの練習中、生徒が蹴ったボールが塀とフェンスの隙間から外部へ飛び出し通行中の自動車に損害を与えた。契約者がサッカー一部の顧問として練習に立会い指導中の事故。

総合共済からの
お支払い実例

約 250,000 円

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館

電話 0120-27-8140 FAX0800-200-2207

思うこと 感じること

カナリア通信

- ◆以前テレビで見た禅寺の入門体験では、食事も修行として、黙って食べていました。食べられることや食物に感謝しながら、黙々といただく姿がありました◆二〇二〇年の休業中、学童保育に来ていた子を、午前中学校で対応していたときも、お弁当を黙って食べていました。お弁当を食べ終わってから、外で楽しく遊んでいました◆「黙食」ポスターが話題に上がっているのを見て、大人も、まずはしっかりと食べ、会話はその後にする方がいいと思いました◆子どもたちと食べていたとき、一口一口、よく噛んでいました。一口一口、味を確かめていました。働くためのエネルギーを補填するだけでなく、「食べる」ことを感じていました◆二〇二一年。何かと厳しいそんな日々を生き抜くヒントは、上からの指導よりも己の中にあるのかもしれない

日教組香川 組合加入説明会 開催!

日時 2021年3月27日(土)15:00~16:00

場所 オークラホテル丸亀

ただいま新組合員組合費 1000円/月 キャンペーン中



ご質問にお答えします

説明会予約（電話・メール）の方には粗品進呈

日教組香川加入メニュー

日教組香川には、香川県の公立学校で働く教職員であれば、どなたでも加入する資格があります。校種・職種は問いません。

任用種別	月 会 費	各種サービス
正規教職員	初年度 月1,000円 その後、年齢ごとに 2,000円~5,000円	情報誌等配布 各種研修会案内 全国集会等旅費負担 個別課題への対応 など
臨時・非常勤教職員 再任用教職員	月1,000円	

月1,000円で全国のなかまと会える!

すべての
お問い合わせは

TEL 0120-27-5925 (日教組香川教職員組合)

URL <http://www.jtu-k.com/>

MAIL jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp



日教組香川HPへ